

【一部負担還元金等の自己負担限度額】

区分 (※1)	世帯全体	高齢受給者	
		世帯単位(入院含む)	個人単位(外来のみ)
上位所得者 標準報酬月額 83万円以上			
上位所得者 標準報酬月額 53～79万円			
一般 標準報酬月額 28～50万円		30,000円+端数	
低所得者 標準報酬月額 28万円未満			限度額なし(※2)
低所得者Ⅰ・Ⅱ			

※1

「上位所得者」は、診療月の標準報酬月額が53万円以上の者
 「低所得者」は、市町村民税非課税である者
 「低所得者Ⅰ」は、一定の計算のもと、所得が0円となる場合等の者
 「低所得者Ⅱ」は、低所得者に同じ

※2

自己負担額が3万円未満の場合は該当しないため不支給となる。